

兵庫労働局発表
令和8年8月27日

報道関係者 各位

[照 会 先]

兵庫労働局労働基準部健康課
課 長 田城一磨
衛生専門官 高橋英也
健康主任 古川浩司
直通電話 (078) 367-9153

令和8年度 全国労働衛生週間の実施について

本 週 間 10月1日 ～ 10月7日

準備期間 9月1日 ～ 9月30日

【スローガン】ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第77回目を迎えます。

兵庫労働局（局長 金成真一）は、全国労働衛生週間に際し、兵庫県内の事業場における自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、全国労働衛生週間の本週間とその準備期間である9月に、次の取組を実施します。

1 ストレスチェック制度説明会（9月）

兵庫労働局では、昨年の労働安全衛生法の改正により、ストレスチェックの実施が50人未満の事業場においても義務付けとなり、令和10年4月1日から施行されることから、ストレスチェック実施の一層の促進及び法改正の円滑な施行のため、独立行政法人労働者健康安全機構 兵庫産業保健総合支援センターとの共催により、「ストレスチェック制度説明会」を開催します。

※ 説明会を取材いただける場合は、お手数ですが8月31日までに、兵庫労働局健康課へご連絡をお願いします。なお、カメラ撮影を行うときは、参加者の映り込みにご配慮願います。

2 職場の健康診断実施強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、健康診断の実施、有所見者に対する医師の意見聴取、医療保険者への健康診断結果の提供等について、重点的に周知啓発指導を行います。

3 粉じん障害防止総合対策推進強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「粉じん障害総合防止対策推進強化月間」と位置づけ、局所排気装置の適切な稼働、有効な呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施等、職場における粉じん障害防止対策の徹底を図ります。

4 兵庫県地域両立支援推進チーム会議（10 月）

兵庫労働局では、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、平成 29 年度に県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とする「**兵庫県地域両立支援推進チーム**」を設置しました。令和 4 年 3 月より新たなアクションプラン（5 か年計画）による取組を開始するとともに、**推進チーム内に 3 つの作業部会を設置**しています。

令和 8 年度は上記 5 か年計画の最終年度にあたることから、兵庫県地域両立支援**推進チームの会議を開催**し、3 つの作業部会のこれまでの取組内容について総括するほか、次年度以後の**推進チームの活動方針**について協議を行う予定です。

<別添資料>

- 1 リーフレット「第 77 回全国労働衛生週間」（当局版）
- 2 令和 8 年度全国労働衛生週間実施要綱（本省）
- 3 リーフレット「ストレスチェック制度説明会のご案内」（当局版）
- 4 リーフレット「職場の健康診断実施強化月間」（当局版）
- 5 リーフレット「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（当局版）
- 6 兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！関係

第77回 全国労働衛生週間

令和8年10月1日(木)～7日(水) [準備期間：9月1日～30日]

兵庫労働局では、令和5年度を初年度とする**兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画**を策定し、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」等、8つの重点事項を定め、労働災害の防止や働く人の健康保持・増進のために取り組んでいます。

全国労働衛生週間は、事業場における**労働衛生意識を高め、自主的な職場の労働衛生管理活動を促す**ための強化期間です。

事業場においては、準備期間と本週間の取組を通じて、**こころとからだの健康職場を実現**しましょう！

第77回 全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材
心も体も健やかに
みんな生き生き**健康職場**

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

以下の重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

本週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

[【詳しくはこちら】](#)

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



令和 8 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 77 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況を見ると、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっている。業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にある。また、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置（安衛法第 69 条）の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われている。

さらに、令和 6 年度から全面施行されている化学物質の自律的管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働けることができるよう、今年度は、「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとする。

2 スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場

3 期 間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進を図るための必要な措置に関する事項

- a 労働者の健康保持増進のための体制の確立や計画の策定
- b 適切な健康教育の実施
- c がん検診、女性の健康課題の対応、口腔の健康の保持増進、眼科検診等の実施の推進等の健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

(イ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- d 「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」の活用

(ウ) 労働施策総合推進法及び「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
- d 個人情報保護のための適切な情報管理
- e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
- f 両立支援コーディネーター基礎研修の受講
- g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(エ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発

見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施

h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用

（オ）過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明

c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底

d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

（カ）「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

b 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施

d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施

e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認

（キ）小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実

b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底

c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進

d 地域産業保健センター（長時間労働者及び高ストレス者に対する医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用

（ク）個人事業者等の安全衛生の確保に関する事項

a 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進な措置の実施

b 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健

康に就業するための取組の推進に関する事項

- (a) 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
- (b) 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進
- c 安全衛生経費の確保等、個人事業者等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- d その他、個人事業者等が項目 10（１）～10（２）オに掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

イ 化学物質による労働災害に関する事項

（ア）化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
- b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
- c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
- f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底

（イ）石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
- (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底

- (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
- (c) 隔離・湿潤化の徹底
- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

ウ 労働衛生 3 管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
 - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制

の整備・充実（総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む）とその職務の明確化及び連携の強化

- c 衛生委員会の毎月1回以上の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

（イ）作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

（ウ）作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

（エ）「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発（事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく取組、がん検診、女性の健康課題の対応、口腔の健康の保持増進、眼科検診等の実施の推進 等）

（オ）労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

エ 作業内容や働き方に応じた事項

（ア）転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明

- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等の実施
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
- g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
- h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減
- (イ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
 - a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (ウ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (エ)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (オ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

オ 作業環境の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（９月１日～９月３０日）を契機とした「第１０次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大等
 - b エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務
 - c エックス線装置又はガンマ線照射装置に係る特別の教育
 - d 医療機関における眼の水晶体等の被ばく低減対策
- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音性難聴の防止をはじめとする騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- (ク) 東京電力福島第一発電所その他の施設の放射線業務における労働衛生対策の推進
 - a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

労働者数50人未満の事業場も
＼ ストレスチェックが義務になります ／

令和8年度

「ストレスチェック制度説明会」のご案内

令和10年
4月1日
スタート

“ストレスチェック”ってどうすればいい？

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。



日時 2026年 9月 2日 (水) 14:00 ~ 16:00

会場 クリスタルホール

(神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー3階)

- 内容**
- ・カスタマーハラスメント、パワーハラスメント対策の取組みについて
講師：兵庫労働局 担当官
 - ・ストレスチェックの導入等メンタルヘルスの取組みについて
講師：兵庫産業保健総合支援センター
メンタルヘルス対策・両立支援促進員

定員 90名

申込方法等 下記受付サイトからWebでの申し込みとなります。2次元コードからでも、受付サイトに到達します。

令和8年7月27日 から下記受付サイトで参加申し込みができます。

労働基準関係 説明会一覧 兵庫



<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

主催：兵庫労働局 共催：兵庫産業保健総合支援センター



参加費
無料



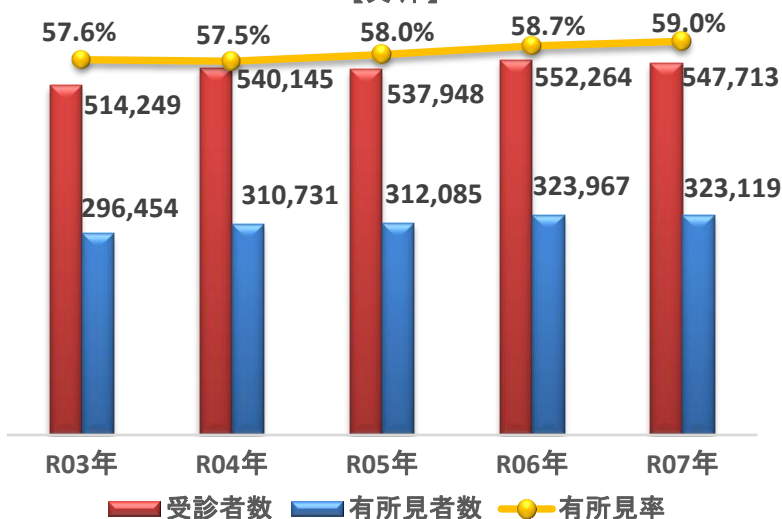
職場の健康診断実施強化月間

実施期間 令和8年9月1日～30日

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、平成25年から、**全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け**、集中的・重点的な啓発に取り組んでいます。

各事業場におかれましては、**健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に実施**していただきますようお願いいたします。

定期健康診断受診者数・有所見者数・有所見率の推移
【兵庫】



重点事項

● 健康診断の実施

労働安全衛生法に基づき、労働者に対し、医師による健康診断を実施しましょう。また、労働者は事業者が行う健康診断を受けましょう。

● 健康診断実施後の措置

健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置について意見聴取（通常勤務、就業制限、要休業等）を行う必要があります。また、事業者は医師等の意見を踏まえて就業上の措置を講じ労働者の健康保持増進を図る必要があります。

● 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導（日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査・精密検査の受診勧奨・治療の受診勧奨等）を受けさせるよう努めましょう。

● 医療保険者と連携した健康保持増進（コラボヘルス）

高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法に基づき、医療保険者から、労働安全衛生法に基づく労働者の定期健康診断結果を求められた際には、健康診断結果を医療保険者に提供しましょう。医療保険者と積極的に連携し、労働者の健康づくりを効果的・効率的に進めましょう。

粉じん障害防止総合対策推進強化月間

実施期間 令和8年9月1日～9月30日

趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、9次にわたって総合対策に取り組みましたが、兵庫労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は、大幅な減少は認められるものの依然として毎年発生しています。

当局では、令和5年6月に「**兵庫労働局第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画**」（令和5年度から令和9年度）を策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示すとともに、**毎年9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」**と定め、より一層の対策の徹底を推進しています。

重点事項

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆ ずい道等建設工事における粉じん対策
- ◆ じん肺健康診断の着実な実施
- ◆ 離職後の健康管理の推進
- ◆ アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん対策

『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と自主的な粉じん障害防止対策の取組を！』

1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底及び保守管理の推進
- ◆ 粉じん保護具着用管理責任者の選任と職務の励行
- ◆ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
- ◆ 作業環境測定の結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化への取組

2 ずい道等建設工事における粉じん対策

- ◆ 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底
- ◆ 元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

3 じん肺健康診断の着実な実施

じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

4 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分が管理2又は3の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

5 アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- ◆局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施
- ◆呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆作業環境測定の実施、特別教育の徹底、たい積粉じん対策及び健康管理対策の推進

重点事項	関係団体	事業場
基本的事項	★会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知 ★講習会・セミナーの開催 ★月間中のパトロールの実施	★「粉じん対策の日」の設定 ★じん肺健診の実施 ★労働衛生教育の実施
呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底	★労働者や一人親方を含む関係請負人への法令の各規定に定める措置の周知に関する要請 ★電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨	★着用の必要性に関する教育の実施 ★粉じん保護具着用管理責任者による着用管理 ★電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
ずい道等建設工事における粉じん対策	★「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知	★「ガイドライン」に基づく対策の徹底 ★粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施 ★呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）
じん肺健康診断の着実な実施	★「じん肺健康診断結果証明書」の適正な作成に関する要請	★職歴・作業歴の確実な記入などの健診記録の適正な作成と保存 ★じん肺健康管理実施状況報告の提出の徹底
離職後の健康管理の推進	★健康管理手帳交付申請制度の周知	★管理2または管理3の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知 ★合併症予防の観点から禁煙の働きかけ
アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策	★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底等の周知	★局所排気装置等による作業環境の改善 ★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底 ★特定粉じん作業への対策

令和8年度全国労働衛生週間スローガン

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！

別添6

計画期間

推進チームの取組計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

計画の目標

5年間の目標は、次のとおりとする。

- (1) 県内に広く両立支援の気運の醸成を図る。
- (2) 両立支援を必要とする労働者の働きやすい環境整備を推進するため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の県内企業、特に中小企業への浸透を図る。
- (3) 医療機関等において両立支援に係る相談があった場合、各相談支援機関との連携が円滑にできるよう連携スキームを確立し、運用を図る。

各年度の取組

「兵庫県地域両立支援推進チーム 各年度の取組」のとおり。

施行

本計画は、令和4年3月16日から施行する。



兵庫県地域両立支援推進チーム設置要綱

1 設置目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、兵庫県下における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

2 名称 名称は、「兵庫県地域両立支援推進チーム」とする。

3 構成 構成員の属する各機関は、以下のものとする。

- (1) 兵庫県経営者協会
- (2) 日本労働組合総連合会兵庫県連合会
- (3) 一般社団法人兵庫県医師会
- (4) 兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課
- (5) 兵庫県保健医療部健康増進課
- (6) 兵庫県立がんセンター がん相談支援センター
- (7) 独立行政法人労働者健康安全機構
兵庫県産業保健総合支援センター
- (8) 独立行政法人労働者健康安全機構
関西労災病院治療就労両立支援センター
- (9) 独立行政法人労働者健康安全機構
神戸労災病院治療就労両立支援部
- (10) 兵庫県社会保険労務士会
- (11) 公益社団法人日本医療社会福祉協会
兵庫県医療ソーシャルワーカー協会
- (12) 一般社団法人日本産業カウンセラー協会
関西支部兵庫事務所
- (13) 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会
- (14) 一般社団法人兵庫労働基準連合会
- (15) 神戸市健康局健康企画課
- (16) 神戸大学医学部附属病院 患者支援センター
- (17) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
ひょうご若年性認知症支援センター権利擁護センター
- (18) 兵庫労働局職業安定部職業安定課
- (19) 神戸公共職業安定所
- (20) 明石公共職業安定所
- (21) 兵庫労働局労働基準部健康課

4 議事等

「兵庫県地域両立支援推進チーム」においては、以下の事項について意見交換等を行う。

- (1) 両立支援に係る構成員又は構成員の属する各機関（以下「各機関等」という。）の取組の実施状況の共有
- (2) 各機関等の取組に係る相互の周知協力
- (3) 相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧作成及び更新
- (4) 両立支援を促進するための各機関等が連携した取組
- (5) 兵庫における好事例の収集
- (6) 兵庫における両立支援コーディネーターの周知・活動方法
- (7) 兵庫における企業向けリーフレット及び患者向けリーフレット（主に病院で患者に配るもの。加えて一般国民の理解のために広く自治体窓口等にも配布することを想定したもの。）の作成及び更新
- (8) 両立支援ガイドラインや兵庫版リーフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- (9) 兵庫労働局及び兵庫産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- (10) 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証
- (11) 兵庫独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催及び協力
- (12) その他推進チームの活動、運営に関する事項

5 設置期間

平成29年度から5年間に引き続き、令和4年度から5年間とする。

その後の継続については、「兵庫県地域両立支援推進チーム」で協議の上、決定する。

6 本協議会の事務局は、兵庫労働局労働基準部健康課に置く。

7 本要綱は、平成29年10月18日から施行する。

令和元年9月18日から一部改定する。

令和4年3月16日から一部改定する。